

このパンフレットは、扇町土地区画整理地区内に住所がある方へお配りしています。

あいづとしけいかくじぎょう
会津都市計画事業

おうぎまちとちくかくせいりじぎょう
扇町土地区画整理事業

ちょうめいちばんへんこうともな じゅうしょへんこうし
町名地番変更に伴う住所変更のお知らせ

れいわねんがつにちど
令和6年1月27日(土)から

みなさまじゅうしょか
皆様の住所が変わります。

令和5年10月

会津若松市 建設部 開発管理課

目 次

1	はじめに	1
2	土地区画整理事業とは	1
3	換地処分とは	1
4	皆さまにお届けするもの	2
5	新しい住所等の表し方	2
6	新町名・町界図	3
7	郵便番号について	4
8	住所変更通知	5
9	本籍更正通知書	6
10	住所変更証明書	7
11	町名地番変更実施に伴う住所の変更について	8~18
12	よくあるお問い合わせ	19~21

1. はじめに

昭和 63 年より施行してまいりました扇町土地区画整理事業は、令和 6 年 1 月 26 日に換地処分を迎えることとなりました。

このことに伴い、土地区画整理事業の施行区域内における町名と町界を変更し、土地の地番が整理されるため、施行地区内にお住まいの皆さまの住所や事業所の所在地の表し方が、令和 6 年 1 月 27 日（土）から変更となります。

今後は、整備された区画等に合わせた新しい住所に変更となり、お住まいの住所が分かりやすいものとなります。

この手引きでは、施行区域内にお住まいの皆さまの新しい住所の表し方や、変更を必要とする主な手続きなどについて、ご案内いたしますので、ご自身の該当する項目をご確認いただき、住所変更に係る手引きとして、ご活用ください。

この手引きに記載されていること以外にも、住所変更の手続きが必要な場合がありますので、ご自身が契約を結ばれている各機関にご確認の上、所定の手続きをお願いします。

2. 土地区画整理事業とは

土地区画整理事業は、まちづくりを代表する手法の 1 つで、道路、公園などの公共施設の整備・改善を行いながら宅地の整備を行うことで、住みやすいまちをつくり、宅地の利用価値を高める事業です。

扇町土地区画整理事業では、健全な環境の宅地を供給すると共に、公共施設を一体的に整備し、土地利用の高度化と用途の純化を促進させ、あわせて都市計画道路の整備を図ることで、会津若松市の交通ネットワークの整備を行いました。

また、12ヶ所の公園整備や、河川、水路などの公共施設の整備・改善を行い、住みよいまちをつくってきました。

3. 換地処分とは

換地処分とは、土地区画整理事業の最終段階において、換地計画に基づき「従前の土地」に存する権利内容を、「換地」に移行させる行政処分手続きです。

土地の所有者、借地権者、抵当権者など権利者の皆さまに、換地計画で定めた新しい土地の位置・地積等の権利の内容や清算金の金額が、「換地処分通知書」として送付されます。換地処分通知が皆様に届いたことを確認して「換地処分の公告」（令和 6 年 1 月 26 日）を行います。

4 . 皆さまにお届けするもの

【今回お届けしたもの】

町名地番変更に伴う 住所変更のお知らせ	住所変更の手続きについて説明するパンフレットです。(本書)
住所変更についての説明会 のご案内	住所変更に伴い必要となる手続きについての説明会のご案内です。
住所変更のお知らせ	あなたの新しい住所をお知らせするものです。 (証明書としては使用できません)
登記申請書・委任状	土地・建物の所有者の住所変更登記(所有権登記名義人住所変更)に 使用する登記申請書様式です。

【今後お届けするもの】

<1月中旬に届きます> 住所変更通知書 (個人 各5枚×世帯人数分) (法人 各5枚)	住所変更通知書は、実施日以降、住所変更の証明書として、各種手続 きに使用できます。 住所変更通知書が足りない場合は、下記窓口にて変更日以降に必要な 枚数を無料発行します。 開発管理課 区画整理グループ 0242-39-1263(直通)
<2月上旬に届きます> 本籍更正通知書 (戸籍筆頭者宛てに1枚) 住所変更実施区域内に 本籍のある方	本籍更正通知書は、実施日以降、自動車運転免許証の住所・本籍の変 更手続きの時に使用します。

5 . 新しい住所等の表し方

【住所 及び 本籍】

<例>

住 所	変更前	会津若松市 一箕町大字亀賀字〇〇 〇〇番地の〇
	変更後	会津若松市 亀賀 丁目 番地の
本 籍	変更前	会津若松市 一箕町大字亀賀字〇〇 〇〇番地〇
	変更後	会津若松市 亀賀 丁目 番地

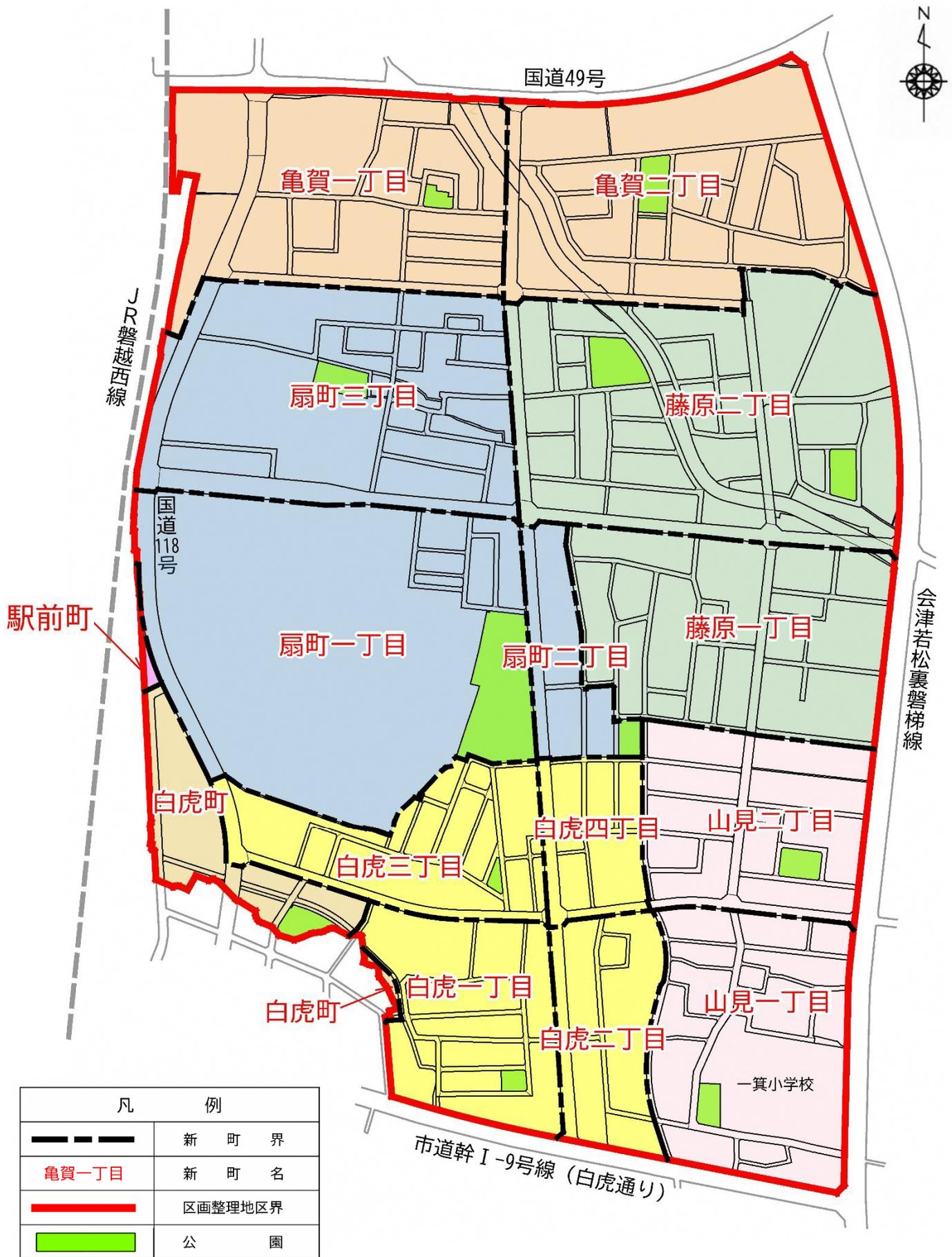
白虎町・駅前町については、地番のみ変更となります。

【不動産(土地・建物)】

<例>

土地の 所在・地番	変更前	会津若松市 一箕町大字亀賀字〇〇 〇〇番〇
	変更後	会津若松市 亀賀 丁目 番
建物の 所在・家屋地番	変更前	会津若松市 一箕町大字亀賀字〇〇 〇〇番地の〇(家屋番号〇〇番〇)
	変更後	会津若松市 亀賀 丁目 番地の (家屋番号 番)

6. 新町名・町界図



7. 郵便番号について

新町名の郵便番号は、以下のとおりです。

町名	郵便番号
白虎一丁目～白虎四丁目	〒965-0039
山見一丁目～山見二丁目	〒965-0020
扇町一丁目～扇町三丁目	〒965-0025
藤原一丁目～藤原二丁目	〒965-0029
亀賀一丁目～亀賀二丁目	〒965-0028

この郵便番号は、町名地番変更実施日の令和6年1月27日からお使いください。

8 . 住所変更通知書

「住所変更通知書」は、あなたの新しい住所をお知らせするものです。この通知書は、町名地番変更実施日（令和6年1月27日）までに、個人宛てに郵送でお届けします。

なお、住所変更に伴う諸手続きの際の証明書としても使用できますので、大切に保管してください。

〒965-〇〇〇〇

会津若松市一箕町大字亀賀字藤原 1 2 3 番地の 4

様

通 知 書

地方自治法第260条及び同法施行令第179条の規定に基づき、町名地番の変更により、下記のとおり住所の変更がありましたので、通知いたします。

氏名、施設または事業所の名称		
住 所 の表示 所在地	実施前	福島県会津若松市 一箕町大字亀賀字藤原 1 2 3 番地の 4
	実施後	福島県会津若松市 藤原一丁目 〇番地の〇
町 名 地 番 の 変 更 期 日		令和6年1月27日

令和6年〇月 日

会津若松市長

会津若松
市長之印

この通知書は、町名地番変更実施日の令和6年1月27日からお使いください。

9 . 本籍更正通知書

今回の町名地番変更実施区域内に本籍がある方は、本籍も職権変更されます。

「本籍更正通知書」は、あなたの本籍が変更されたことをお知らせするもので、町名地番変更実施日以降（令和6年2月上旬）に、戸籍筆頭者宛てに郵送でお届けします。

なお、本籍が町名地番変更実施区域外にある方の本籍は変わりませんので、本籍更正通知はありません。

		令和6年〇月 日
〒965-〇〇〇〇 会津若松市藤原一丁目 番地の		
様		
福島県会津若松市長		市会福 長津島 之若県 印松
本 籍 更 正 通 知 書		
地方自治法第260条及び同法施行令第179条の規定に基づく町名地番の変更に より、あなたの本籍を下記のとおり更正しましたので通知します。		
筆 頭 者		
本 籍 の 表 示	実施前	福島県会津若松市 一箕町大字亀賀字藤原 1 2 3 番地 4
	実施後	福島県会津若松市 藤原一丁目 〇番地〇
町 名 地 番 の 変 更 期 日	令和6年1月27日	
本籍を変更した人の氏名		
（順不同）		

本籍更正通知書は、自動車運転免許証の住所・本籍の変更手続きの時に、提示が必要です。
提示がない場合、本籍記載の住民票（有料）の提示を求められることがあります。

分筆・合筆等により本籍を置く土地の地番がなくなっている場合は、職権変更できないことがあります。
該当する方には、別途、お知らせします。転籍届により本籍を変更することができますが、変更しなくても、特段の不都合はありません。

10. 住所変更証明書

「住所変更証明書」は、不動産登記申請や自動車検査証などの住所変更手続きにおいて、あなたの住所が町名地番変更により変更になったことを証明するものです。

この証明書は、申請に基づき開発管理課区画整理グループにおいて、実施日（令和6年1月27日）以降に、必要な枚数を無料で発行いたします。

申請するときは、本人確認できる書類（運転免許証・保険証など）をお持ちください。

証 明 書

氏名、施設または事業所の名称		
住 所 の表示 所在地	実施前	福島県会津若松市 一箕町大字亀賀字藤原 1 2 3 番地の4
	実施後	福島県会津若松市 藤原一丁目 ○番地の○
町 名 地 番 の 変 更 期 日		令和6年1月27日

地方自治法第260条及び同法施行令第179条の規定に基づき、上記のとおり町名地番の変更があったことを証明願います。

年 月 日

申 請 者

福島県会津若松市長

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

会津若松市長

会津若松
市長之印

11. 町名地番変更実施に伴う住所の変更について

町名地番変更の実施に伴い、市役所や他の公共機関等において職権で書き換えるものと、皆さんにご自分で住所変更の手続きをしていただくものがあります。

お手数ですが、それぞれ定められた手続きをしていただきますようお願いいたします。

なお、参考までに主なものを記載しましたので、ご覧ください。

市役所で自動的に書き換えられる主なもの（住所変更手続きは不要です）

項 目	変 更 欄	内 容
住民票 戸籍の附票 印鑑登録原票	住所欄	市民課で、新しい住所に書き換えます。
戸籍簿	本籍欄	市民課で、新町名に書き換え通知します。
後期高齢者医療被保険者証 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証 後期高齢者医療特定疾病療養受療証 国民健康保険被保険者証 国民健康保険高齢受給者証 国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証 ○国民健康保険特定疾病療養受療証	住所欄	国保年金課で、新しい住所に書き換えたものを郵送します。
介護保険被保険者証 介護保険負担割合証 ○介護保険負担限度額認定証	住所欄	高齢福祉課で、新しい住所に書き換えたものを郵送します。
子ども医療費受給資格証 ひとり親家庭医療費受給資格者証	住所欄	こども家庭課で、新しい住所に書き換えた資格証を郵送します。
通所給付費受給者証 障がい福祉サービス受給者証 タイムケア事業受給者証	住所欄	こども家庭課で、更新時に、新しい住所に書き換えた受給者証を郵送します。
支給認定証 教育・保育施設の利用に関するものです。	住所欄	こども保育課で、新しい支給認定証を交付します。
こどもクラブ利用申請書兼児童台帳	住所欄	こども保育課で、新しい住所に書き換えます。
認可保育所、認定こども園、地域型保育施設、幼稚園への連絡	住所欄	こども保育課より各施設に住所変更の連絡をします。 子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園（富岡幼稚園）・認可外保育施設については、ご自分でご連絡をお願いいたします。

項 目	変 更 欄	内 容
固定資産税課税台帳・補充課税台帳	所在欄	税務課で、新しい所在に書き換えます。
法人市民税課税台帳	本店所在地欄	税務課で、新しい所在地に書き換えます。
原動機付自転車(125cc以下)および 小型特殊自動車(農耕用、その他) の所有者台帳	住所欄 所在地欄	税務課で、新しい住所(法人は所在地)に書き換えます。
納税通知書	住所欄	税務課で、新しい住所(法人は所在地)に書き換えます。
給水装置台帳	設置場所欄	上水道施設課で、新しい住所に書き換えます。
下水道台帳	住所欄	下水道施設課で、新しい住所に書き換えます。
下水道事業受益者負担金	受益所在地 納付書送付先 口座振替領収書 送付先	下水道施設課で、新しい住所に書き換えます。
○水道料金	水栓所在地 納付書送付先 口座振替領収書 送付先	上下水道局総務課で、新しい住所に書き換えます。
○下水道使用料等	水栓所在地 納付書送付先 口座振替領収書 送付先	上下水道局総務課で、新しい住所に書き換えます。
清掃手数料(し尿くみ取り)	住所及びくみ取り 所在地	廃棄物対策課で、新しい住所に書き換えます。
市営墓地使用者台帳	本籍・住所欄	都市計画課で、新しい本籍・住所に書き換えます。
○畜犬登録原簿	住所欄 (飼い主・犬)	健康増進課で新しい住所に書き換えます。
市立学校への連絡	教育委員会より市立の学校へ住所変更の連絡をします。 市立以外の小学校・中学校・高等学校へは連絡されませんので、ご自分でご連絡をお願いします。	

法務局で自動的に書き換えられるもの

項 目	変 更 欄	内 容
土地登記簿 建物登記簿	表題部の所在欄	福島地方法務局若松支局で、変更後の町名に書き換えます。 ただし、甲区の所有者・乙区の債権者・抵当権者等の住所は自動的に変わりませんので、住所変更手続きが必要になります。

例) 登記簿表題部「一箕町大字亀賀字藤原〇番」は、「藤原一丁目〇番〇」に書き換えられます。

年金事務所で自動的に書き換えられるもの (住所変更手続きは不要です)

項 目	変 更 欄	内 容
国民年金を受給されている方、及び国民年金第1号(ご自身で保険料をお支払いしている方)で加入	住所欄	年金事務所で新しい住所に書き換えます。
厚生年金を受給されている方、厚生年金に加入、及び国民年金第3号で加入		

N T Tで自動的に書き換えられるもの (住所変更手続きは不要です)

項 目	内 容
加入電話等の設置場所住所	N T Tで新しい住所に書き換えます。

N T T以外とご契約の方は、恐れ入りますが、ご契約の事業所にお知らせください。

若松ガスで自動的に書き換えられるもの (住所変更手続きは不要です)

項 目	内 容
若松ガス利用者の登録名簿	若松ガスで新しい住所に書き換えます。

若松ガス株式会社以外とご契約の方は、恐れ入りますが、ご契約の事業所にお知らせください。

郵便局への「転居届」は不要です。

旧住所宛の郵便物は、日本郵便株式会社において、新しい住所に配達することになりますので、住所変更の際に必要な「転居届」の届出は不要です。なお、町名地番変更実施後に旧住所で届く郵便物の取り扱いについては、「1～2年は配達可能」であることを確認しております。

【会津若松市役所】

事項 (こういうことは)	必要書類等 (何を持って)	申請先 (どこへ)	手続きの期限 (いつまでに)	申請できる方 (誰が)
<p>マイナンバーカード (個人番号カード)</p> 	<p>マイナンバーカードまたは、住民基本台帳カード本人以外の同一世帯の方が申請する場合は、窓口に来られる方の本人確認書類が必要です。</p>	<p>市民課及び各支所・市民センター</p>	<p>住所変更実施日以降、すみやかに手続きをお願いします。</p>	<p>本人 同一世帯の方</p>
<p>住民基本台帳カード (顔写真付のものに限る)</p> 	<p>暗証番号(4桁)の入力が必須です。 忘れた場合には、ご本人が市民課で、暗証番号の再設定を申請する必要があります。</p>	<p>【問い合わせ】 市民課 (0242) 39-1229</p>		
<p>在留カードまたは、特別永住者証明書 (外国人登録証明書)</p> <p>外国人住民のみ</p>	<p>住所変更通知書 在留カードまたは、特別永住者証明書 (外国人登録証明書)</p> <p>本人以外の同一世帯の方が申請する場合は、窓口に来られる方の本人確認書類が必要です。</p>	<p>市民課のみ</p>	<p>なお、来庁する時間帯によっては、手続き終了までに時間がかかることもありますので、時間に余裕をもってご来庁ください。</p>	

マイナンバーカードの署名用電子証明書の発行

e-Tax やふるさと納税、新規証券口座開設など、インターネットを利用した認証や申請等の手続きをされる方については、署名用電子証明書の発行手続きが必要となります。なお、手続きには署名用電子証明書の暗証番号(6~16桁英数)が必要です。(この手続きは、市民課でのみ受付ます。)

「個人番号通知カード」(紙製・右イラスト)は、法改正により、令和2年5月25日付けで発行終了し、併せて住所変更等の手続きもできなくなりました。

現在の記載内容が正しいものについては、個人番号の証明書類として継続して利用することができますが、記載内容に変更があった場合(今回のような住所変更など)は、継続利用ができなくなります。

個人番号の証明書類を必要とされる方は、マイナンバーカードまたは、個人番号記載の住民票の写し(有料)を取得していただくこととなりますので、この機会にマイナンバーカードの申請をご検討ください。



事 項 (こういうことは)	必要書類等 (何を持って)	申請先 (どこへ)	手続きの期限 (いつまでに)	申請できる方 (誰が)
身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 自立支援医療受給者証 重度心身障がい者医療費助成受給者証 障がい福祉サービス受給者証	住所変更通知書 手帳 受給者証 マイナンバーカード (お持ちの方) 代理人が申請する場合は、代理人の身分証明書	障がい者支援課 (0242) 39-1241	住所変更実施日以降、すみやかに手続きをお願いします。	本人 本人から委任された方
入札参加資格登録	法人の場合 本店所在地が変わる場合 ・変更届 ・登記事項証明書の写し (申請日より3ヶ月以内のもの) 委任先の所在地が変わる場合 ・変更届 ・委任状 個人の場合 ・変更届	契約検査課 (0242) 39-1212	住所変更実施日以降、すみやかに手続きをお願いいたします。	本人 代理人

【会津図書館】

事 項 (こういうことは)	必要書類等 (何をもって)	申請先 (どこへ)	手続きの期限 (いつまでに)	申請できる方 (誰が)
(会津図書館) ライブラリーカード 住民基本台帳カードをライブラリーカードとして使用されている方も含む	住所変更通知書または、住所変更証明書 本人確認ができる書類 (運転免許証、保険証、学生証等) ただし、小学生以下の方は、本人確認書類は不要	会津図書館 (0242) 22-4711	住所変更実施日以降、すみやかに手続きをお願いいたします。	本人

【年金】

事 項 (こういうことは)	必要書類等 (何をもって)	申請先 (どこへ)	手続きの期限 (いつまでに)	申請できる方 (誰が)
共済年金・恩給・基金等を受給及び加入	お手数ですが、各共済組合・恩給局・基金等へ直接お問い合わせください。			

【電気】

電気の供給を契約している電力会社(小売電気事業者)へ連絡してください。

【自動車運転免許証】

事 項 (こういうことは)	必要書類等 (何を持って)	申請先 (どこへ)	手続きの期限 (いつまでに)	申請できる方 (誰が)
自動車運転免許証	自動車運転免許証 住所変更通知書 本籍更正通知書 (今回の町名地番変更実施 区域内に本籍を置かれて いる方は、本籍の変更手 続きが必要です)	会津若松 警察署 22-5454 下記機関でも 申請できます	住所変更実施 日以降、すみ やかに手続き をお願いします。	本人 同居の家族
その他申請できる機関	受付時間について、警察署、免許センターともに 平日(祝日を除く) 9:00~12:00 13:00~16:00 福島運転免許センター 所在地 福島市町庭坂字大原1番地の1 電 話 (024) 591-4372 郡山運転免許センター 所在地 郡山市大槻町字美女池上14番地の6 電 話 (024) 961-2100 福島県内の各警察署			

同居のご家族のお一人が、ご家族全員分の自動車運転免許証と必要書類をお持ちになっていただくと、まとめて手続きをすることができます。

上記書類で本籍変更できる方は、運転免許証の本籍地が今回の町名地番変更実施区域になっている方のみです。

【パスポート】

事 項 (こういうことは)	必要書類等 (何を持って)	申請先 (どこへ)	手続きの期限 (いつまでに)	申請できる方 (誰が)
パスポート	パスポートの最終ページに【所持人記入欄】がある方は、現住所を二重線で消し、余白に、新住所を <u>ご自分で記入</u> してください。 不明な点がある場合は、パスポートコーナー会津若松窓口(29-5220)へ、お問い合わせください。			

【自動車・軽自動車・二輪車の車検証・軽二輪の届出済証】

事 項 (こういうことは)	必要書類等 (何を持って)	申請先 (どこへ)	手続きの期限 (いつまでに)	申請できる方 (誰が)
普通自動車	自動車検査証 住所変更通知書または、 住所変更証明書 使用者や代理人が申請する 場合、所有者からの委任状	福島運輸支局 本庁舎 福島市吉倉 字吉田 54 番地 (050) 5540-2015	住所変更実施 日以降、すみ やかに手続き をお願いします。	所有者 使用者 又は代理人 (所有者から の委任状が 必要です)
小型二輪自動車 (250 cc超～)	自動車検査証 住所変更通知書または、 住所変更証明書			所有者 使用者 代理人
軽二輪自動車 (125cc超～250 cc以下)	軽自動車届出済証 住所変更通知書または、 住所変更証明書			所有者 使用者 代理人
軽自動車 軽トレーラー	自動車検査証 住所変更通知書または、 住所変更証明書	軽自動車検査協 会福島事務所 福島市吉倉 字谷地 18 番 1 (050) 3816-1837	特に手続きさ れなくても、 問題ありませ ん。	所有者 使用者 代理人 (委任状は 不要です)

「町名地番変更実施に伴う変更後の住所」への変更を希望される場合は、新住所の自動車検査証を無料で交付いたしますので、住所変更証明書など必要書類等をお持ちになりお申し出ください。

お手数ですが、詳細につきましては申請先へご確認のうえ、お手続きください。

上記以外に下記の代行機関をご利用できますが、代行手数料が必要になります。

会津若松自家用自動車組合 所在地 会津若松市館馬町 12 番 18 号
電 話 (0242) 27 - 0210

【その他】

勤務先、金融機関、保険会社などで住所変更が必要になる場合もありますので、お手数ですが、関係先へお問い合わせのうえ、手続きをお願いいたします。

各種手続きの上で、業者等に代行を依頼する場合、代行費用についてはご負担願います。

【不動産（土地・建物）】

事項 (こういうことは)	必要書類等 (何を持って)	申請先 (どこへ)	手続きの期限 (いつまでに)	申請できる方 (誰が)
不動産（土地・建物） 所有者の住所変更登記	住所変更証明書 登記申請書 印鑑（認印）	福島地方務局 若松支局 27-1501 (登記部門)	特に期限はありませんが、 <u>売買・贈与・抵当権設定等をする時には、変更が必要になりますので、必要に応じて手続きをお願いします。</u>	本人 資格者代理人（司法書士） 法定代理人（成年後見人等）
抵当権者等の住所変更登記		他、土地・建物の所在を管轄する法務局		

町名地番変更による住所変更登記申請に伴う登録免許税は、「住所変更証明書」を添付すれば免除されます。

司法書士の資格を有しない者が、他人の依頼を受けて登記申請書を作成したり、登記に関する手続を代理する行為は、司法書士法第73条第1項の規定違反となり、それを違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処される場合があります。（司法書士法第78条第1項）

- 不動産所有者の住所変更登記申請書記載方法 -

今回の町名地番変更実施区域内にお住まいの方で、不動産をお持ちの方は、登記簿に記載されている「所有者の住所」の変更手続きをしてください。下記及び次ページの注意事項及び17、18ページの記入例を参照のうえ、登記申請書の用紙に必要事項を記入して申請してください。

なお、換地処分の登記が完了するまで登記事務は停止（土地区画整理法第107条第3項）されますので、登記の事務停止期間終了後に変更手続きを行ってください。

申請書記載にあたってのお願い

登記申請書の用紙はすべての世帯に配布させていただきます。不足する場合はコピー（A4）してご利用ください。

不動産の表示の記載は、法務局の登記記録と合致しなければなりませんので、登記事項説明書・登記事項要約書等で確認してください。所在は、町名地番変更実施後の所在となります。（登記事項証明書、登記事項要約書の交付は有料ですのでご注意ください）

パソコン（ワープロ）等で作成していただいても結構です。

紙質は長期間保存できる、A4判の上質紙などを使用してください。

手書きの場合、文字は黒ボールペン等ではっきり記入してください。鉛筆は使用できません。

申請書は添付書類と共に左とじにして提出してください。

申請書の様式については、法務局ホームページにも掲載してありますので利用してください。

Yahoo や Google の検索エンジンから法務局を検索し、法務局 不動産登記申請手続 「不動産登記申請書様式について」 11) 登記名義人住所・氏名変更登記申請書（住居表示実施の場合）の順に進んでください。

書式の説明

所有者の登記上の住所を、町名地番変更実施後の住所に一致させるために、住所変更の登記（登記名義人の住所についての変更の登記といいます）をする必要があります。

原因の日付は、住所変更証明書に記載されている町名地番の変更期日を記載してください。（登記上の住所が住所変更証明書の「実施前」と一致している場合に限りです。それ以外の場合は、下記の その他 を参照してください。）

所有者の現在の住所及び氏名を記載し、末尾に押印（認印）します。

所有者が複数の場合は変更後の事項欄に、共有者 の住所と、続けて町名地番変更実施後の住所を記載してください。

申請書の記載事項等に補正すべき点がある場合は、登記所の担当者から連絡をするために、日中連絡のとれる電話番号を必ず記載してください。

住所変更証明書の添付があれば、登録免許税は無料です。

不動産の表示は登記事項証明書の記載のとおり正確に記載してください。

手続きに必要なもの

登記申請書 ...次ページの「記載例」を参考にしてください。

住所変更証明書

印鑑（認印） ...念のため、登記申請書に押印したものと同一印鑑を持参してください。

その他

代理人による申請手続きには代理権限証書（委任状、後見登記事項証明書等）が必要です。根抵当権、地上権、賃借権、仮登記等の権利者として登記している方も手続きが必要です。現住所（町名地番変更実施前の直近の住所）と登記簿に記載されている住所が異なるときは、その移転等の経過を証明するもの（住民票など）が必要です。また、申請書の記載も記入例とは異なりますので、不明な点はお問い合わせ願います。

郵送による申請もできます。申請書を郵送する場合は、以下のものを同封し、封筒の表面に「不動産登記申請書在中」と記載のうえ、書留郵便により送付してください。

登記申請書、住所変更証明書、返信用封筒（定形封筒に434円切手を貼付の上、封筒の表面には、郵便番号・住所・氏名を記入してください）

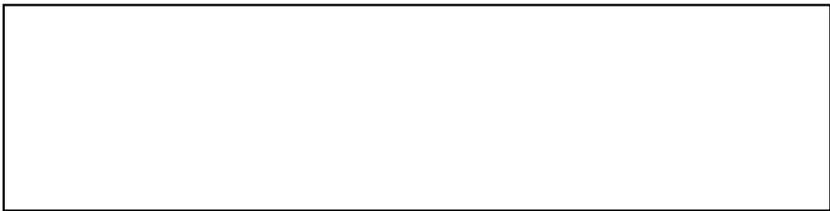
登記が完了すると、簡易書留にて登記完了証を返送します。

会社や法人の代表者の方は、「代表者の住所変更の登記申請」が必要です。

お問い合わせ先（相談は予約制です。）

〒965-0873 会津若松市追手町6番11号 会津若松合同庁舎内
福島地方法務局若松支局 27-1501（登記直通）

申請書
記入例



↑
5 cm以上
空白を空けて
ください
↓

登記申請書

登記の目的 所有権登記名義人住所変更
原因 令和6年1月27日町名地番変更
変更後の事項 住所 **会津若松市藤原一丁目 番地の**
(共有者 の住所 **会津若松市藤原一丁目 番地の**)

申請人 (住所) **会津若松市藤原一丁目 番地の**
(氏名) **若松 太郎**
連絡先の電話番号

登記完了証は、申請人 の住所地に郵送願います。
申請代理人

令和 年 月 日申請 福島地方法務局 若松支局 御中

添付情報 登記原因証明情報 代理権限証書(代理申請の場合)
登録免許税 登録免許税法第5条第4号

単有の場合の書き方
共有の場合の書き方

略さないで正確に記入

認印

日中の連絡先

提出日

不動産の表示

不動産番号
所在 **会津若松市藤原一丁目**
地番 **番**
地目 **宅地**
地積 . m²

不動産番号
所在 **会津若松市藤原一丁目 番地の**
家屋番号 **番**
種類 **居宅**
構造 **木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建**
床面積 1階 . m²
2階 . m²

・登記事項のとおり正確に記入。
・登記事項証明書、登記事項要約書で確認。
・所在には町名地番変更後の所在を記入。

※赤文字は申請者が記入してください。

不動産は土地地番で管理します。
例) 一箕町大字亀賀字藤原○番○ 藤原一丁目○番○

委任状の記入例

委任状

代理人の住所・氏名

私は、住所 会津若松市 町 番 号

氏名 法務 次郎

を代理人と定めて、

下記の登記申請に関する一切の権限を委任します。

登記の目的 所有権登記名義人住所変更

原 因 令和6年1月27日町名地番変更

変更後の事項 住所 会津若松市藤原一丁目 番地の

不動産の表示

1. 会津若松市藤原一丁目 番 の土地
2. 会津若松市藤原一丁目 番地の 家屋番号 番 の建物
- 3.
- 4.
- 5.

令和 年 月 日

申請者の住所・氏名

住所 会津若松市藤原一丁目 番地の

氏名 若松 太郎

認印

司法書士の資格を有しない者が、他人の依頼を受けて登記申請書を作成したり、登記に関する手続を代理する行為は、司法書士法第73条第1項の規定違反となり、それを違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処される場合があります（司法書士法第78条第1項）。

(1) **所有不動産の、所有者住所変更手続き**

Q 1 : 不動産登記の所有者住所を変更する手続きは、無料でできますか。

A 1 : 住所変更証明書を添付し、変更手続きをすることで登録免許税は免除されます。よって、所有者本人が手続きする場合は無料となります。

なお、町名地番変更実施に伴い、不動産の所有者本人が、登記された所有者住所を変更する手続きは比較的簡単ですが、所有者が先代のままの相続財産や根抵当権の設定など、司法書士に依頼すべき複雑なケースもあります。この場合の、司法書士への代行手数料は自己負担となります。法務局にご相談（電話予約要）いただき、ご自身で手続き可能か否かを判断してください。

Q 2 : 変更手続きに必要な住所変更証明書は、所有する建物や土地の件数分必要ですか。

A 2 : 変更登記申請書には、複数の不動産を記載することが可能です。1回の変更申請で全ての所有不動産を記載すれば、添付する住所変更証明書は1枚で足りります。

Q 3 : 夫婦共有名義で登記された不動産は、夫（妻）のみで所有者住所変更の手続きができますか。

A 3 : 共有者全員に出向いていただくことを基本としますが、共有者が同一世帯の場合には、委任状があれば手続き可能です。法務局に事前相談のうえ手続きを進めてください。

Q 4 : 所有者住所の変更手続きは、いつから受付してもらえますか。

A 4 : 換地処分実施日（今回は令和6年1月26日）から、法務局において登記簿・公図の更正作業に着手します。このため、換地処分の登記が完了するまで登記事務は停止（土地区画整理法第107条第3項）されますので、登記の事務停止期間終了後に変更手続きを行ってください。

Q 5 : 町名地番変更実施区域内の不動産所有者が、実施区域外に住んでいる場合も手続きが必要ですか。

A 5 : 所有者住所に変更が生じないため、手続きは不要です。（実施区域内の不動産は、法務局において登記簿表題部の町名地番変更を行います）

ただし、実施区域内に居住されている所有者は、今回住所が変更になりますので、実施区域外に所有する不動産がある場合は、実施区域内不動産同様に所有者住所の変更を行ってください。

Q 6 : 町名地番変更に伴う各種変更手続きを市の権限で行うことはできないのでしょうか。また、司法書士等に依頼する場合の代行手数料を市で負担してもらえないのでしょうか。

A 6 : 不動産の所有権に係る変更となるため、所有者本人に手続きをお願いしております。（市が代行して手続きすることはできません）

また、ご自身で手続きされる場合は無料となることから、代行手数料について市が負担することもできませんので、お手数料をおかけしますがご理解とご協力をよろしくお願ひします。（次の自動車検査証の手続きについても同様になります）

(2) 自動車検査証(車検証)の、所有者住所変更手続き

Q 7 : 車検証の所有者住所を変更する手続きは、無料でできますか。

A 7 : 住所変更通知書または住所変更証明書を添付し、所有者が変更手続きをすれば無料です。(使用者または代理人の場合は、所有者からの委任状が必要です)

なお、自家用自動車組合等に手続きを依頼した場合の、代行手数料は自己負担になります。

(令和5年8月現在：自家用自動車組合の手料金は、軽自動車4,000円程度・普通自動車5,000円程度)

Q 8 : 車検証の所有者住所は急いで変更しないと、自動車利用に支障が生じませんか。

A 8 : 日常生活で自動車を利用する際に支障が生じる訳ではありません。

自動車の売却や廃車などによる名義変更等の手続きの際に、住所の表記が異なると手続きを進められないことがありますので、それまでにお手続きください。

(3) 自動車運転免許証の住所変更手続き

Q 9 : 運転免許証の住所変更手続きの際、町名地番変更実施区域内に本籍を有する場合は、本籍更正通知書の持参が必要とあります。本籍更正通知書は戸籍筆頭者宛に1枚送付されるようですが、住所変更手続きを行う人数分必要となりませんか。

A 9 : 住所変更通知書(もしくは住所変更証明書)と本籍更正通知書を持参のうえ、お手続きいただくこととなりますが、いずれも提示後に返却されます。(写し不可)

また、同一世帯の家族分はまとめて住所変更の手続きをすることが可能です。

(4) マイナンバーカードの住所変更手続き

Q 10 : 住所が変わることで、住民票等のコンビニ交付サービスや、健康保険証の機能等が使えなくなりませんか。

A 10 : 現在のままでも引き続き利用できますが、カードの情報が古いままでは支障が生じる恐れがありますので、お早目の住所変更手続きをお願いします。

Q 11 : マイナンバーカードの住所変更手続きは、どうするのですか。

A 11 : まず、マイナンバーカードは身分証明書として使われますので、カード表面に記載されている住所を変更する手続きが必要です。マイナンバーカードを持って、市民課・各支所・各市民センターにおいでください。同一世帯のご家族の分もお手続きできます。

この手続きには4桁の暗証番号が必要になります。暗証番号を忘れてしまった場合はご本人が市民課で、暗証番号の再設定を申請する必要がありますので、ご注意ください。

次に、e-Tax、ふるさと納税、証券取引など「インターネットを利用した認証や申請等の手続きをされる方」は、住所変更に伴い「署名用電子証明書の発行(住所データの更新)」も必要になります。この手続きには署名用電子証明書の暗証番号(6~16桁英数)が必要です。また、市民課でのみ受付となりますので、ご注意ください。

なお、インターネットを利用した認証や申請等の手続きをされない方は、署名用電子証明書の発行手続きをしなくても問題ありません。

Q12：マイナンバーカードの住所変更は、インターネットで自分でできませんか。

A12：変更手続きの安全性を確保するために、本人確認の上、市民課・各支所・各市民センターの専用端末を使い暗証番号を入力し、カード内の住所データを書き換える必要があります。そのため、インターネットで自分で住所変更手続きをすることはできません。

Q13：マイナンバー通知カード（紙製・緑色）は、記載内容に変更が生じた場合は使えなくなるのでしょうか。

A13：マイナンバー通知カードは、法改正により、令和2年5月25日より記載内容の変更手続きが廃止されました。このため、住所変更などで記載内容に変更が生じた場合は、個人番号の「証明書類」としては利用できなくなります。この機会に、マイナンバーカード（顔写真付き）の申請をご検討下さい。

なお、個人番号に変更はありませんので、個人番号を「確認する書類」としては、引き続きご利用できます。

現在の記載内容が正しいものについては、個人番号の証明書類として継続利用できます。

(5) その他

Q14：郵便物について、町名地番変更実施後2年間は旧住所でも配達可能とありますが、それ以降は配達いただけないのでしょうか。

A14：それ以降も、極力配達できるよう努力していただけるようですが、新住所に変更された後もずっと配達していただける確約はありません。実施から2年経過しても旧住所で郵送されてくるものについては、送付元に対して住所変更のお知らせ（手続き）をしてください。

Q15：税務署などの他の官公庁でも自動的に住所変更されないのでしょうか。

A15：税務署ほか関係機関に対して、町名地番変更実施に伴う新旧対照表等の資料一式を送付します。税務署に関しては、個人・事業所ともに、今回の町名地番変更に関しては住所変更手続きは必要ないことを確認しておりますが、個別具体的な案件があれば、直接確認願います。

Q16：住所変更証明書については、同一世帯の家族の分は委任状なしで発行可能でしょうか。

A16：同一世帯の家族分については、委任状なしで発行します。ただし、同一住所でも世帯分離している方や、第三者に依頼する場合は、必ず委任状が必要となりますのでご注意ください。

住所変更に関するお問い合わせ先

郵便番号 965-8601

住 所 福島県会津若松市栄町4番45号
会津若松市役所栄町第一庁舎3階

担当部署 建設部 開発管理課 区画整理グループ

電話番号 直通 0242-39-1263

E-mail kaihatsu@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp